

子どもの権利条約



イラスト/土田義晴

【目次】

子どもの未来のために 「子どもの人権宣言」……………	1
福岡県「子ども会議」版人権宣言 ……	2
少年法改正の動向 ……………	3
国連・子どもの権利委員会の最近の動き ……	4
チルドレンズ・エクスプレスと交流へ…	5
子どもの権利条約 いまとこれから ……	6
運営委員会だより ……………	8

子どもたちの未来のために

福岡県「子ども会議」版

——子どもの人権宣言——

福岡県子ども会議事務局長 永溪 京平

制作日数約七〇〇日。作成にたずさわった人約一〇〇名。たくさん子どもたちの想いを一つの宣言としてまとめるのは本当に大変だった。どれほど今の子どもたちが様々なことに願いや希望、怒りや不満をもっているかはハ〇にもおおよそ本文を見ていただければわかりただけなのかと思う。今回は条文を作成するにあたって出てきた様々な子どもたちの本音を書いてみようと思う。

まずは学校のことの三番目の条文。「ダメな子って決めつけないで」について。会議の中で出てきたのは、「先



生の言う言葉で心がきずついたことがあった」（学校のこと八番「子どもの気持ちも考えて」にも訴えてある）「生徒によって話し方が違う」などまさに今の教育現場をそのままうつし出すものだった。大体学校というのは勉強だけをしに来る場所なのだろうか。スポーツやあそびもそうだし、同じ年齢の子どもたちが集まっているいろいろなルールとか人間関係を学んでいくところだとオレは技術の先生から聞いた。

絶対の人には好きなことやきらいなこと、得意なことや苦手なことがあるのにただ一面を見ただけで（特に数字やアルファベットで表されること）その子がダメな子と決めつけるのはやめてほしい。

このテーマの最後の行↓それに「ダ

メな子」ってどこにもいない。（あなただけはどう思いましたか？）

次は社会のことの最後の条文を紹介する。

「かわつたらややこしいもんなあ」「わたしまでいたためにあうかもしれない」。

そして人になにか言われたら、「見てただけです」それじゃだめだ！いじめられてる子の気持ちになれないの？きつと誰かに助けを求めているんだ」。

これが福岡県子ども会議版のいじめをなくす方法である。実際に会議の中でも過去にいじめを経験してしまったたくさんの子どもの声の声を聞くことができた。

「本当につらかったけど誰にも相談できなかった」「先生に相談したけど何もしてくれなかつた」「いじめのグループ以外の人までしかと（無視すること）された」などいじめられている方の子どもはほぼ一人で闘わなければならない現実がある。

見ているだけの人も次は自分までい

福岡県「子ども会議」版 子どもの人権宣言

— 抜 粋 —

1. 前文
2. 権利のこと
3. 自分のこと
4. 学校のこと
5. 家庭のこと
6. 社会のこと
7. 差別のこと
8. 環境のこと
9. おとなに
いたいこと
最後に

じめられてしまうかもしれないという不安があるからやはり見ているだけになるのだろう。アメリカでは生徒同士でいじめを解決していく委員会がきちんとある。

いじめは現在では下火となつていくという。悪い言い方をすれば「自殺」

前文

わたしたちの命はかけがえのないとても大切なものです。そしてわたしたち子どもは未来をつくる大きな希望です。

それなのにわたしたちの夢や自由、命までうばつてしまう、悲しい現実がこの世の中には、たくさんあります。

一九八九年に世界中の人たちが「子どもの権利条約」を守ると約束をしました。

でも、やっぱりわたしたちの仲間、苦しい思いをしている子どもたちはたくさんいます。

だから目をそらさないで、おとなの人たち子どものみんな！

いっしょに考えましょう。

“子どもは生まれながらにして権利をもっているというのを”

そしてみんなを守りましょう。

子どもたちの未来のために。

権利のこと

1. 権利とは、自分を壊されないための防壁です。

これを壊されると人間として認められ

ウンセラーなりを設置するべきだ。

他にも「持ち物検査」「意見表明権」

「エネルギー・資源のこと」「差別のこと」「障害のこと」「自分たちの手で学校生活をつくらう」などここでは書ききれないほどたくさんの方々の身近な子どもたちの考えていることをまとめたものになります。

おとなにも子どもにも自分の権利はあります。でも、子どもの権利は無視されることが多くありませんか？

2. 意見表明権

子どもは意見を言う権利がある。でも、わたしたちの意見をおとなはねかえす。意見を言えば「うるさい」と言う。お願いを言えば「わがままだ」と言う。だからわたしは言えなくなつた。

わたしたちにも意見を言う権利はあるのに。

3. 今、世の中でいろいろなことが起つている。差別・環境・社会問題などおとなだけの問題ではなく、わたしたちの問題でもある。だから、わたしたちは、そのことを知っていいんだ。

4. 自分で決める権利

あれはダメ！これをしなさい。どうしておとなは、子どもをしめつけるの？自分の人生や進路は自分自身で決めたい。そんなに勉強勉強って期待を押しつけないで。もっと遊ぶ時間をください。もっと自由な時間をください。

5. プライバシー

子どもにだってプライバシーはあるんで

が「子どもの人権宣言」である。

私たちはこの権利を正しく理解して、少しでもこのびび生きていくことができるように広めていこうと思つている。子どもの権利が保障される世の中になるまで……。

この人権宣言はつづいていくのである。

※ プライバシー
す。おとなだって日記や手紙を読まれたりしたらいやなはず。子どもだって同じです。プライバシーを守ってください。子どもはみんなそれを望んでいるのです。

※ プライバシー
英語で「他人に知られたくない自分のこと」という意味。机のひきだし、カバンの中身、手紙の内容、友だちとの電話など、子どもも秘密にしておきたいこともある。

6. 学ぶ権利

すべての子どもに学ぶ権利があります。一人の人間として成長するために学ぶことができます。この権利を守るために国やおとなたちはそのことを応援しなければなりません。

7. 勉強や何かにつかれて何もしたくないとき、「ちよつと休みたいなあ」つて思つたとき、無理しなくていい。がんばることも大切だけど、きつかったら休んでいいんだよ。

8. わたしたちが生きていること

わたしたちは、生きていいんだ。命があるかぎり生きていいんだ。他の人に殺されていいはずがない。痛い思いや苦しい思いをしないといけないことは絶対ない。

どうかわたしたちが元気に生きていけるように育ててほしい。

国連・子どもの権利委員会「勧告」にも反する

少年法改正の動向

津田 玄児（弁護士）

三月一〇日政府は、昨年一二月法制審議会が行った答申に基づき、少年法等の一部を改正する法律案を衆議院に上程した。これとは別に自民党は対象年齢の引き下げを中心とする「改正」案の準備を進めている。

政府の法案の第一の問題点は、これまで少年が心を開いて発言することを不可能にするものとして排除されていた、追及者としての検察官を手続に登場させ、以下に指摘するように、節目節目での活動・権限を確保し、手続き全体に睨みを効かすように仕組みを変えることを提起していることである。

伴い変更手続きに時間が必要だととして、四週間に制限されている少年鑑別所への収容を、一気に三倍の二週間に延長することを提起していることである。これに加えて検討中の自民党の案では、懲罰的対応を強化することが必要だとし、中学生を刑務所に入れることさえ提起している。

少年法が一層充実・強化を求められるこの状況下で、反対にそれを失わせようとする改正が提起されているのである。まさに自殺行為に等しい暴挙といわなければならない。

国連子どもの権利委員会でも、懲罰的アプローチを求める動き、観護措置延長の動きなど、特別の懸念を引き起こしている領域だとして審査が行われた。そして立ち直りの最後の砦としての機能を一層強化するよう、条約や国際準則に従って見直すこと、中でも子どもを損なう身柄の拘束について代替手段の工夫など抜本的な改善を求める勧告がなされたのである（四八項）。

津田玄児『少年法と子どもの人権』 (明石書店)を読んで

この本には、感情的になって少年法を厳罰化の方向に改正する事が、いかに社会にとっても子どもにとっても危険な事であるかについて、解りやすく書かれています。

この本は、改正すべき点は改正案が指摘しているとは違ふところにある事を教えてくれます。皆が認識しているように日本は成人の犯罪の少ない国です。それは犯罪を犯した少年に犯罪者のレッテルを貼ってしまわず、その少年の育成・立ち直りに重点を置いている現行少年法があるからです。少年を犯罪者として定着させない事の結果が、成人の犯罪を押さええているのです。

2人が死亡した事件では、自ら求めて登場することができる。3裁判の結果について、やり直しを求めることができる。4登場する場合だけ、弁護士をつけ、蒸し返しを許さない（それ以外では許される）という「恩典」を与えている。

第二の問題点は、右仕組みの変更に

少年法が改正すべき点は改正案が指摘しているとは違ふところにある事を教えてくれます。皆が認識しているように日本は成人の犯罪の少ない国です。それは犯罪を犯した少年に犯罪者のレッテルを貼ってしまわず、その少年の育成・立ち直りに重点を置いている現行少年法があるからです。少年を犯罪者として定着させない事の結果が、成人の犯罪を押さええているのです。

法を厳罰化の方向に改正する事が、いかに社会にとっても子どもにとっても危険な事であるかについて、解りやすく書かれています。

この本は、改正すべき点は改正案が指摘しているとは違ふところにある事を教えてくれます。皆が認識しているように日本は成人の犯罪の少ない国です。それは犯罪を犯した少年に犯罪者のレッテルを貼ってしまわず、その少年の育成・立ち直りに重点を置いている現行少年法があるからです。少年を犯罪者として定着させない事の結果が、成人の犯罪を押さええているのです。

国連・子どもの権利委員会の最近の動き

平野 裕 二

本誌では、各国の審査の概要を第一四会期（九七年一月）まで報告してきた。それ以降の審査国は以下の通りである。

- *第一五会期（九七年五月六月） キューバ、ガーナ、バングラデッシュ、パラグアイ（フォローアップ審査）、アルジェリア、アゼルバイジャン
 - *第一六会期（九七年九月一〇月） ラオス、オーストラリア、ウガンダ、チエコ、トリニダードトバコ、トーゴ
 - *第一七会期（九八年一月） リビア、アイルランド、ミクロネシア
 - *第一八会期（九八年五月六月） ハンガリー、北朝鮮、フィジー、日本、モルジブ、ルクセンブルグ
 - *第一九会期（九八年九月一〇月） エクアドル、イラク、ボリビア（第二回）、クウェート、タイ
 - *第二〇会期（九九年一月） オーストリア、ベリーズ、ギニア、スウェーデン（第二回）、イエメン（同）
- （「フォローアップ審査」とあるのは、最初の審査で十分な検討ができなかったため、追加情報の提出を待ってあらためて審査が行われたもの。「第二回」とあるのは、第一回報告書から五年後が提出期限とされる第二回報

告書の審査が行われたもの。）

これにより、委員会は九五か国の第一回報告書と三か国の第二回報告書を審査したことになる。各国の審査概要については、子どもの人権連「いんふおめーしょん 子どもの人権連」（隔月刊）で今後報告していく予定なので、参照されたい。この間のトピックとして、次の三つを挙げておこう。

- ①タイとオーストラリアの政府代表団に、一八歳未満の子どもが正式に参加した。これまでもネパール（第九会期）の報告審査で一五歳の少女が発言し、「事実上の」代表団メンバーとして遇された例はあったものの、正式に代表団の一員となったのはこの二か国が初めてである。もともと、報告書の作成過程も含めた実質的な子ども参加を国内で進めることこそ重要なのだという点について、政府も委員会もあまり意識していないのではないかという印象はぬぐえない。ユニセフが「報告手続における子ども参加」に関するプロジェクトをいくつかの国で進めており、今後その点での向上が期待される。
- ②第一九会期から総括所見の構成が変更になり、それまで二節に分けられていた「主要な懸念事項」と「提案および勧告」が、「主要な懸念事項および委員会の勧告」に統合された。合理的な対応である。また、第二回報告書に基づく総括所見では、「積極的な側面」の節が「締約国によつてとられたフォローアップ措置および達成された進展」という表題に変更された。
- ③第二回報告書の審査は基本的に二会合（六時間）のみである。ボリビアについては第一回目とほとんど変わらないう手続で進められ、ろくに議論を深めることができなかった。スウェーデンとイエメンの審査では、各委員も前回の勧告を意識した質問をするようになり、やや改善されている。しかし、審査の方法についてさらに工夫が必要である。

なお、上述した報告審査以外に二回の一般的討議が開かれている。テーマは「障害をもった子ども」（第一六会期）と「HIV・エイズが存在する世界で生きる子ども」（第一九会期）である。前者については「季刊福祉労働」八〇号（現代書館）で、後者については「性と生の教育」二〇号（あゆみ出版）でそれぞれ筆者が報告しているの

検証するワークショップが二日間にわたって開かれる予定である。

◇

九九年二月一六日、ニューヨーク子どもの権利条約締約国会議が開かれ、委員会の構成が新しくなった。任期切れとなった五人の委員のうち、メイソン委員とパルメ委員は立候補せず、コンソフ委員が落選したため、これで委員会発足時からのメンバーはいなくなったことになる。今回当選した三人の新委員は次の通りである。

- *J・E・ドウク（オランダ） 法律家（家族法・少年法）、少年裁判所判事補。DCI、国際児童虐待防止協会などのNGOの創設にも関わった。男性。
- *A・H・エル・ギディ（エジプト） 社会学およびソーシャルワークを専攻後、全国母子評議会（事務局長）、全国女性委員会（報告官）などの政策機関に参加。女性。
- *E・ティゲルシュテッドターテラ（フィンランド） 法律家・外交官。ベトナム、エジプト、ユーゴスラビアの大使のほか、人権領事問題庁長官なども務めた。女性。
- カープ（イスラエル／女性）とウェドラゴ（ブルキナファソ／女性）の両委員は再選された。これにフルチ（イタリア／男性）、ムボイ（インドネシア／女性）、モクワネ（南アフリカ／女性）、ラバー（レバノン／男性）、サーデンバーク（ブラジル／女性）の各委員を加えた一〇人で今後二年間の活動を行っていくことになる。

子どもたちが記事を書き、編集する

チルドレンズ・エクスプレスと交流へ

安部 芳絵（早稲田大学大学院生）

三月一〇に（水）小雨が春の訪れを感じさせる頃、日米市民活動交流のプログラム（主催／日米コミュニティ・エクスチェンジ）の一環として来日されたアメリカのNPO Children's Expressチルドレンズ・エクスプレスのエグゼクティブ・ディレクターであるエリック・グラハム氏に一日同行しお話を伺うことができました。今回はそのチルドレンズ・エクスプレスについて紹介したいと思います。

チルドレンズ・エクスプレスは一九七五年、子どもに自分達の考え・意見の発表の場を与えることを目的に、いわば子ども自身による通信社として設立されました。チルドレンズ・エクスプレス最初のスクープは一九七六年大統領選挙で、カーターがモンデールを副大統領候補とした、というものでした。その後、一九八二年にはピュリッツァー賞にノミネートされ、一九八九年にはエミー賞を受賞しています。

チルドレンズ・エクスプレスでは九歳から一三歳の子どもの達が記者をし、一八歳までの子どもがその記事の編集を行っています。記事は支局がある国の有名紙に配信され、たくさんのおと

なが子どもの書いた記事を読むので、ではどのようにして、前述のような賞を獲得するくらいのおとなの記者たちに負けない力を身につけることができるのでしょうか。秘密はチルドレンズ・エクスプレス独自のノウハウにあります。各支局には一五〇人ほどの子ども達が在籍していますが、多くは彼らの記事を読み『自分もやってみたい』と共感して、チルドレンズ・エクスプレスの門をたたきます。集まった子ども達の社会的背景は実に様々です。人種や信仰、経済的基盤という壁を超えて集まってきた子ども達に行われるのは、子ども自身によるトレーニングです。また、どんな話題を取り上げるか、そして取材した内容に対する基準や公平さを話し合うのも子ども達だけで綿密に行われ、おとなはいわば手段と場所を提供するだけなのです。

子ども達の関心のある四つの大きなテーマは、①教育、②地域のリーダーシップ、政策立案・法改正などの問題、③健康、④宗教・価値観ということ、日本の子ども達とはちよつと違うようです。チルドレンズ・エクスプレス出身の子ども達の三〇％はジャーナリストになり、中にはゴア副大統領の広報担当官や州政府の広報官、政策立案者が多くいると聞きました。子ども達は活動を通して自分達の声が社会を変え、ということを知り、自らをエンパワ

チルドレンズ・エクスプレス

チルドレンズ・エクスプレスってなに？

九歳から一三歳までの子ども達が記者をし、一四歳から一八歳までの子どもとおとなが一緒に編集する通信のNPOです。子どもがジャーナリズムに関心を持ち、かわつていくための近道です。

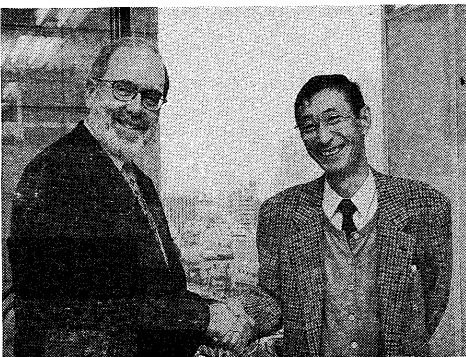
なぜつくられたの？

*子ども達の自分自身への見方を変えること、自分以外の人達への評価を変えること。

*読み・書きそして理解するちからの向上

*子ども達の目を世界にむけること
*子どもがおとなに、そして子どもが

子どもの読者／視聴者の問題を提示することなどを目的としています。



朝日学生新聞社を訪ねたルース・スローン事務局長（写真：朝日学生新聞社提供）

子どもの権利条約

第三期
学習講座

子どもの権利条約ネットワークの学習講座第三期は、子どもの権利にかかわる今日的な問題Ⅱ学級崩壊、少年法改正、子ども虐待をとりあげ、最後に代表委員三人によるシンポジウムを行い、条約の現状とこれからの課題について考えました。

〔第一回・二月三日〕

学級崩壊の現場から

講師 高橋庄太郎さん

（朝日新聞社会部記者）

コメント 藤原 仁さん

（逗子市逗子小学校教諭）

最初に、高橋記者が取材経験から、学級崩壊の現象や特徴、対応について話を展開した。

学級崩壊は、外から見えず、深く静かに内部で起こり、あとから分かる。文部省が学級崩壊について実態調査や対応を研究しようとしているが、数字で表すことも、定義、内容すらはつきりしない。典型的学級崩壊現象をまとめると①授業が成り立たない②学級としての集団のまとまりがないという二点。今の学級崩壊の特徴は、学級だけでなく教育、学校、子どもをどうとらえるかという広く多様な問題が集約されており、教師個人でなく、子どもの側に問題があり、子どもが変わった、悪くなった、自己中心的だ、親のしつけが悪いといわれていること。もう一つは、不登校と根っこが同じで、学校という制度が子どもたちに合わなくな

り、教師個人ではなく子どもの問題、学校のシステム、社会全体の問題だと論じられるようになったこと。子どもは、外形的にも、社会環境や生活スタイルの変化などで変わったが、本質まで変わったのか、子どもをどうみるかという子ども観が問われている。また「学級担任制・学級制度」はもう限界、考え直す時期にきている。校内暴力はどこにもあったが、学級崩壊はそうではない。僻地や小規模校では起きない。そこに解決のヒントがある。一方で、管理教育から自由になり、個性が発揮され、子どもの意見表明の結果であるという意見もある。子どもたちが伸びやかに自分の意見が言えるような、生き生きとした学校にするにはやはり学級定員の縮小、少人数教育しかないと思う。

ついで、藤原教諭が教育現場からのコメントを軽妙に話してくれた。

子どもは変わったし、大人も変わった。子どもが変わったから、あきない授業をしなければならぬ。これまで欠けていたのは、生徒が自分たちで悩み、自分たちで考え、自分たちで作りに上げる。学級崩壊が起こりやすいのは、真面目な、まっすぐな、視野が

狭い教師に多い。学級体制を支えていたしくみが崩壊したから、学級崩壊はどこでも起こりうる。教師は全知全能ではない。子どもが家庭や学校で人とのつながりが持てなかったのは、大人の責任。子どもは評価してもらいたいが、評定されるのは嫌う。何のために勉強するかといえは隣の人とつながるためだと思う。（藤木武夫）

〔第二回・二月二〇日〕

少年法改正を問う

講師 佐々木光明さん

（三重短期大学助教授）

コメント 平湯 真人さん

（日弁連子どもの権利委員会）

佐々木さんから少年法改正を巡る状況について話があり、現場からの声として非行少年の付き添い人活動をしている弁護士平湯さんから現状についてコメントがありました。また二人の話を受けて会場からは、加害者に対するケアと被害者に対するケアのそれぞれの問題点、少年法改正が社会に与える影響など、多彩な質問が出されました。

以下は、佐々木さんの話の概要です。少年法改正の議論の出発点として①キレる子どもにも罰が必要、②中学生に責任を取らせることも必要、③子どもにも厳しく接するべき、というのが挙げられる。また、家裁での事実認定をはっきりさせることが必要、加害者

の少年のみならず被害者の問題も考えるべき、という声も大きくなっている。しかし少年法改正問題は小手先の法律論の問題ではなく、子どもとおとなのかかわり方を日本社会としてどうしようとしているのかという根幹に関わる問題について考えるきっかけにすぎない。そもそも子どもは友だちとかかわりや気持ちの揺れの中でそれぞれが自分の楽しみと自分の時間を大事にしている。そうした子どもを育ちおとなが見始め、おとなが子どもを見る目を変えると、もう少し違った姿勢で子どもと接することができるし子どもも変わるができる。

二〇世紀のはじめに言われた「子どもの発見」というものは、「子どもは社会の中で育つ存在」ということをはっきりさせた。子どもの権利条約も同様で、三条の「最善の利益」や六条には「子どもが生きようとして、育っていくことを大事にしよう」という想いがこめられている。

そもそも少年法の理念は一条の「目的」に示されているように「子どもはやり直しがきく存在であり人とかかわりの中で変わりうる・育つことができる存在」。その子が自分自身のことを考えることや、子どもとおとなのかかわり合いの中で子どもが理解していくことにつながる。つまり子どもに自身のことを考えさせる少年法は、決して甘いものではなく、逆に厳しいもの。

少年審判のあり方に問題があるのかどうかははっきりしていない。検察官関与を中心とした少年法改正の問題と、被害者論を安易にくっつけて議論するのではなく、冷静な目で見ていくことが必要。そういう意味において、この機会を少年法を考えるきっかけにしてほしい。

(林 大介)

【第三回・三月一日】 子どもの虐待

——防止とケアをめざして——

講師・広岡 智子さん

(子どもの虐待防止センター)

いま、日本でも急増している子どもの虐待について、「子どもの虐待防止センター」理事の広岡智子さんに講演していただきました。同センターは、一九九一年、子どもの虐待に迅速に対応するために、東京で設立された民間のボランティア団体で、虐待に関する電話相談や、場合によっては、専門家ネットワーク（児童福祉施設関係者・法律家・医師などで構成される）を作って虐待を受けている子どもを救済する活動をしています。

今回の学習会では、虐待をしてしまう親の現状とケア、虐待を受けた子どもも救済の問題などを中心に話していただきました。

最近の虐待は、かつての貧困や無知によって生ずるものとは異なり、核家族化、父親不在、地域社会の喪失などによって母親が育児で孤立していて、ストレスを抱えることが背景にあるそ

うです。特に、夫婦が不仲だったり、親自身に虐待された経験があったり、育児の難しい子ども（未熟児、多胎児など）であったりすると、虐待の危険性が高まるそうです。虐待とは、くり返される環境があり、しつけの域を超えているもの、子どもの側に何らかの異変が出ればそれは虐待だということです。身体上の傷に目を奪われやすいが、一層深刻なのは、顔も見たくないといった無視のほうだそう。

九一年の開設以来、虐待防止センターにかかってきた電話は約二三〇〇〇件。うち八割が母親からで、多くは、育児上のストレスを訴えるもの、あるいは中度軽度の虐待をしている親からのもの。虐待親は、自らに不幸な生育歴を持ち、こころに傷（トラウマ）を抱えていることが多く、同センターでは、虐待経験のある親が集まって「母と子の関係を考える会」MCG、自分たちの生育歴、虐待歴を語り合うことで、虐待を克服しているそうです。子どもに対するネガティブな気持ちもあることを否認せず、受けとめることが必要とのこと。

一方、深刻な虐待を受けている子どもも救済については、とりあえず親からの分離など、安心できる環境が必要で、法律上は、児童相談所が一時保護する強い権限を持っているが、虐待を認めない親から強く親権を主張されると、保護が難しい現状があるそうです。今後は、第三者からの通報、関係者間の協力、親および子どものケアといった総合的な体制づくりが重要であり、特にネットワークとケアの点で民

間団体の役割が重要とのことでした。

(藤井幹夫)

【第四回・三月二〇日】 子どもの権利条約

——いまとこれから——

永井憲一さん（法政大学教授）

津田玄児さん（東京弁護士会）

喜多明人さん（早稲田大学教授）

ネットワークの代表委員でもある三人の方々に、それぞれの分野から、権利条約についてのお考えを話していただきました。

永井さんは、「国連子どもの権利委員会」から日本政府に対して出された「総括所見」について触れられ、その中で、①マイノリティに属する子ども

の差別禁止に関わる立法制作や計画が統合されていないこと②家庭における子ども虐待が増加していること③競争教育のストレスによる発達障害が生じていること④学校嫌いの子どもが増加していること⑤学校教育の中へ人権教育が導入されていないことなどが懸念されているとし、さらに、「子どもの権利のための独立した監視機構」を設置するよう勧告が出されているにもかかわらず、そのような国際的な要請を、政府が国民に伝えていないことは問題であるとしています。しかし、実情は進んでいく、その意味で、川西市の「子どもの人権オンブズパーソン制度」や川崎市の「子ども権利条例」など、身近で生活している子どもたちの権利を、生活の場において保障するという

自治体の動きや、一般の市民運動の広がり、勧告実現の素地を作っていくためにも重要であると話されました。

津田さんは、国連での審査を傍聴した立場から話されましたが、委員会と日本政府のやりとりを聴く中で、「政府は本当に子どもの権利の実現を考えているのか？」と疑問に思われたそうです。

「条約実施の基本となるものは、子どもたちは私たち（大人）の仲間であり、十分な権利をもっている存在」という認識であるが、日本政府にはそれが足りない。しかしそれは、日本社会全体の中で克服されなければならないもの」と指摘。具体的には、所沢高校や少年法改正の問題も、大人だけの論議ではなく、子どもたちを入れた中で、子どもの立場や視点から考えて行くことがこれからの課題であるとしました。

最後に喜多さんは、子どもに「権利」が入らないのは、大人の意識の壁が原因であるとして、「権利を与えることは我がままを助長する」という、《権利》という言葉を受け入れない大人の意識の在り方について問題を投げかけました。「いじめで苦しむ子どもの救済制度を作ることとは誰も反対しないが、《人権》《権利》という言葉を使うことにこだわる人は沢山いる」ということは、まさに条約以前の問題なのです」と。

更に、アメリカで生まれ日本でも広がっているCAP（キャップ…子どもへの暴力防止）の活動を紹介し、「自分を守るための権利の意味を日常の生活の中で確かめること」をこれらの権利学習の課題としました。

(小平由起)

CRCネット 運営委員会だより

★臨時総会開催

規約の改正をしました★

この一年あまり、これからの子どもの権利条約ネットワーク（以下、CRCネット）のあり方について運営委員会で議論してきました。その中からでてきたもののひとつが規約改正で、事前に案内をしましたように三月二〇日に臨時総会を開催し、賛成多数により規約改正案は可決・承認されました。

今回の規約改正案における変更点は、①代表委員を一人にする、②事務局員の廃止、③運営委員会内に細則を設ける、の三点です。①については責任の所在を明確にし運営委員会における責任者という立場をはっきりさせるため。②は事務局会議と運営委員会をこの一年間一本化してきたことによる結果。③の内容は1…役職の明確化、2…運営委員等の選出方法、3…組織の活発化、4…会員資格。（詳細は臨時総会会議録を参照してください）

今後もCRCネットのあるべき姿について議論を続けていきます。皆様からの御意見・御提案をよろしく願います。

★求む!!

ホームページへの情報提供★

昨年度よりCRCネットのホームページを開設し、情報センター機能の充実をはかっています。ホームページのアドレスは

<http://www.ne.jp/asahi/crc/network/>です。

今後より多くの情報を提供するために、担当者一同より充実したホームページを創っていきたく考えています。つきましてはご意見・ご感想、掲載して欲しい情報のリクエスト、または情報そのものの提供、ホームページ作成の協力者を募っております。事務所または、電子メールで nao_k@po.teiway.ne.jp（製作担当者・川村 まい）に連絡ください。

★来年度活動方針案に

御意見をお寄せください★

運営委員会では、来年度の活動方針案を検討しています。現在のところ①会員内外を問わずに学習・意見交換をすすめる、②各地での取り組みや条約関係のデータベース構築のための情報ネットワークの充実、③自治体や関係機関・団体との連携の強化、などを基本方針に掲げています。また本年が権利条約国連採択一〇周年、国内発効五周年と記念すべき年であることもふまえ、さらなる活動の展開を行いたいと考えています。

CRCネットは会員の皆様によって運営がされています。「こうした取り組みが必要」「〇〇についての情報が欲しい」など、皆様からの御意見・御提案をお待ちしています。事務所、または電子メールで nifty.ne.jp（事務局次長・林）まで御連絡ください。また、運営委員会への参加も歓迎します。

（今回の運営委員会は四月二十六日（月）一八・三〇よりイトーピア浜離宮一階集会室（事務所のある建物・浜松町）で開催。

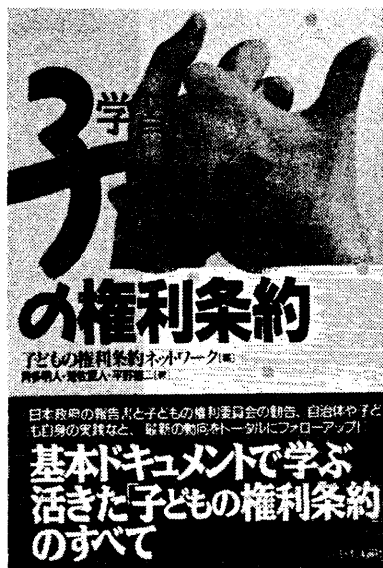
季刊 子どもの権利条約

初の子どもの権利総合雑誌
『季刊子どもの権利条約』
定期購読受付中

子どもの権利条約ネットワークが編集協力をして
いる『季刊 子どもの権利条約』が好評発売中です。
創刊号特集「子どもととなのパートナーシップ」
二号 特集「子どもの居場所と学びを求めて」
三号 特集「地域・自治体と子どもの権利条約」
現在、毎回確実に入手できる定期購読を受付中。
定価は一六〇〇円（年間・六四〇〇円）です。

イデル研究所

東京都千代田区九段北
4-1-11原鉄ビル5F
TEL 03-3234-4641



子どもの権利条約
子どもの権利条約ネットワーク編
基本ドキュメントで学ぶ
活きた子どもの権利条約
のすべて

子どもの権利条約 ネットワーク 編
申し込みは 事務局まで

「子どもの権利条約」No.43

1999年4月15日発行

★発行（隔月刊）

子どもの権利条約ネットワーク

〒105-0022 東京都港区海岸

1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

（月・金曜日／午後1時～午後6時）

<http://www.ne.jp/asahi/crc/network/>

★発行人 喜多明人

★編集人 荒牧重人

★年会費 4,000円

学 生 2,000円

18歳未満 1,000円

定期購読 5,000円

※郵便振替 00180-2-750150

★印刷 （株）第一プリント